

別表1（第4条第1項関係）

## 理事会要議決・評議員会要審議事項一覧

根拠	議決事項・審議事項	理事会での要議決		評議員会での要審議
		過半数の議決	2/3以上の議決	
指導監査要綱 Iの5の(1) 及び同1の6	予算、補正予算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告		○	○
	決算	○		○
	予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄		○	○
	定款の変更		○	○
	合併		○	○
	解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定		○	○
	重要事項で理事会において（評議員会への付議が）必要と認める事項	○	○	○
		(事案ごとに決める)		
	社会福祉事業に係る許認可等所轄官庁等の許可が必要な事項	○		○
	定款細則、経理規定等社会福祉法人の運営に関する規定の制定及び変更	○		○
	施設長の任免その他重要な人事	○		○
	金銭の借入、財産の取得、処分等にかかる契約（軽微なものを除く）	○		○
	役員報酬に関する事項	○		○
その他、法人の業務に関する重要事項	○		○	
定款 準則	理事・監事の選任、解職			○
	評議員の選任・解職	○		
	公益事業に関する事項		○	○
	収益事業に関する事項		○	○